

双葉保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人館林双葉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 双葉保育園
- (2) 所在地 館林市松原一丁目 23-1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 双葉保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、群馬県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年群馬県条例第93号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児（以下「2号認定子ども」という。）） 33人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児（以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども） 21人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
 - (2) 食事の提供
 - (3) その他保育に係る行事等
- （職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長（常勤専従）1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士（常勤専従1名）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士 7名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 調理員 2名

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

- (5) 嘴託医（医師1名・歯科医師1名）

利用乳幼児の健康診断、利用乳幼児及び職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導等の業務を行う。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（1月29日から翌年1月3日）及び祝日を除く。

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は18時00分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時00分から16時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合

は、7時00分から8時00分まで又は16時00分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(保護者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前二項の支払を受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 保護者は、当園の利用を開始するために必要な書類を作成し、当園長へ提出するものとする。

2 当園長は、保護者が提出する書類に不正又は偽りがある場合は、園児の利用を断ることができる。

(利用の開始と終了に関する事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、群馬県、館林市、利用乳幼児の保護者

等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情への対応)

第15条 保育の実施に係る保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情受付の窓口を決めること。
- (2) 当園における苦情解決のための手続きを明確化すること。
- (3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、保護者、職員等に対して周知すること。

2 保育の実施に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 保育の実施に関する苦情に関して、群馬県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会が行う調査に協力する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 当園は、保育士等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時試用期間 採用後3ヶ月

- 2 職員は、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を、職員との雇用契約の内容とする。

第17条 当園は、児童虐待について適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする

児童虐待は大きく4つの分類（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）に分けることができます。

児童虐待の防止等に関する法律では、それぞれ次のように定義しています。

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としの監護を著しく怠ること。
4. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

児童に対する虐待の禁止

児童虐待防止法第3条は、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」としているが、これは、保護者による虐待のみならず、そもそも本来保護すべき子どもに対して何人も「虐待」をすることは許されないことを規定したものである。

「虐待」とは、保護者による児童虐待のみならず、幅広く子どもの福祉を害する行為や不作為を含むものである。また、何人も子どもに対する様々な虐待行為（児童福祉法第34条や児童買春・ポルノ禁止法に掲げる禁止事項や、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪等はもちろん含まれる。）をしてはならないことが規定されていることに留意すべきである。

なお、保護者以外の者からの虐待を受けている子どもについても、児童福祉法にいう「要保護児童」に該当し、同法に基づく通告および保護の対象になるものである。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費徴収）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
行事に係る費用	親子バス遠足	実費

2 延長保育に係る利用者負担

保育標準時間	月額	日割り
30 分	1,500 円	100 円
1 時間	3,000 円	200 円
保育短時間		
30 分毎	100 円	

3 給食費

3歳児以上 月額 4,900 円

* 年収 360 万円未満相当世帯・第3子以降対象の子供たちについて
は、副食費は免除とします

* 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。

4, 保護者会費

5歳 月額 600 円

0歳～4歳 月額 400 円

領 収 書

様

金4,900円也

但し、給食費として
上記金額正に領収いたしました。

令和 年 月 日
社会福祉法人 双葉保育園
園長 菅沼志津子